（国立研究開発法人森林研究・整備機構が行う特例業務に関する省令の一部改正）

3　国立研究開発法人森林研究・整備機構が行う特例業務に関する省令（平成二十年農林水産省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。

改正後	改正前
（法附則第八条第一項に規定する業務についての農業振興地域の整備に関する法律施行規則の規定の適用の特例） **第四条**　法附則第八条第一項の規定により機構が同項に規定する業務のうち旧機構法第十一条第一項第七号ホの事業又は同項第九号の事業（林道に係るものに限る。）を行う場合における農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和四十四年農林省令第四十五号）第四条の五第一項の規定の適用については、同項中「次に掲げるもの」とあるのは、「次に掲げるもの及び国立研究開発法人森林研究・整備機構が行う国立研究開発法人森林研究・整備機構法（平成十一年法律第百九十八号）附則第八条第一項に規定する業務のうち独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律（平成二十年法律第八号）による廃止前の独立行政法人緑資源機構法（平成十四年法律第百三十号）第十一条第一項第七号ホの事業又は同項第九号の事業（林道に係るものに限る。）に係る施設」とする。 2　（略）	（法附則第八条第一項に規定する業務についての農業振興地域の整備に関する法律施行規則の規定の適用の特例） **第四条**　法附則第八条第一項の規定により機構が同項に規定する業務のうち旧機構法第十一条第一項第七号ホの事業又は同項第九号の事業（林道に係るものに限る。）を行う場合における農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和四十四年農林省令第四十五号）第四条の四第一項の規定の適用については、同項中「次に掲げるもの」とあるのは、「次に掲げるもの及び国立研究開発法人森林研究・整備機構が行う国立研究開発法人森林研究・整備機構法（平成十一年法律第百九十八号）附則第八条第一項に規定する業務のうち独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律（平成二十年法律第八号）による廃止前の独立行政法人緑資源機構法（平成十四年法律第百三十号）第十一条第一項第七号ホの事業又は同項第九号の事業（林道に係るものに限る。）に係る施設」とする。 2　（略）

告示

○国家公安委員会告示第三十八号

次の国際テロリストが、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等により設置された委員会の作成する名簿に記載されたので、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成二十六年法律第百二十四号）第三条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年七月二十一日

国家公安委員会委員長　松本　純

アル・カーイダ／ISIL（ダーイシュ）と関係を有する法人その他の団体

名称　ジャマートゥル・アハラール（JAMAAT-UL-AHRAR(JuA)）

別名　(a)ジャマーテ・アハラール（Jamaat-e-Ahrar）　(b)パキスタン・タリバーン運動ジャマートゥル・アハラール（Tehrik-e Taliban Pakistan Jamaat ul Ahrar）　旧名称　アハラール・ウル・ヒンド（Ahrar-ul-Hind）

所在地　(a)Lalpura, Nangarhar Province, Afghanistan and Afghanistan-Pakistan border region (2015年6月以降)　(b)Mohmand Agency, Pakistan (2014年8月時点)

名簿に記載された年月日　2017年7月6日

名簿記載者公告番号　QE―76

その他参考となるべき事項　パキスタン・タリバーン運動（QE―56）の分派組織。イラクのアル・カーイダ（QE―48）としてリストに掲載されているISIL（いわゆる「イスラム国」）と連携している。2014年8月にパキスタンのMohmand Agencyにおいて結成。アフガニスタンのNangarhar Province及びアフガニスタン・パキスタン国境地域において活動。パキスタンにおいて2016年11月21日に禁止団体に指定。

○国家公安委員会告示第三十九号

次の公告国際テロリストが、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等により設置された委員会の作成する名簿から抹消されたので、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成二十六年法律第百二十四号）第三条第三項において準用する同条第二項の規定に基づき告示する。

平成二十九年七月二十一日

国家公安委員会委員長　松本　純

1　氏名　ハシーヌ・アラン（HACENE ALLANE）

名簿に記載された年月日　2004年5月3日（2006年4月12日、2008年4月7日及び2011年12月13日に改訂）

名簿記載者公告番号　QI―86

2　氏名　ドゥ・エル・アイチ（DHOU EL-AICH）

名簿に記載された年月日　2004年5月3日（2006年4月12日、2008年4月7日及び2011年12月13日に改訂）

名簿記載者公告番号　QI―88

3　氏名　アフマド・ズルファウイ（AHMAD ZERFAOUI）

名簿に記載された年月日　2004年5月3日（2006年4月12日、2008年4月7日及び2011年12月13日に改訂）

名簿記載者公告番号　QI―89

○金融庁告示第二十五号

損害保険料率算出団体に関する法律（昭和二十三年法律第百九十三号）第九条の三第一項後段の規定により損害保険料率算出機構から平成二十九年六月十五日付で変更の届出のあった地震保険基準料率について、同法第十条の五第六項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年七月二十一日

金融庁長官　森　信親

地震保険基準料率の一部を次のとおり改める。

第3地震保険契約の基準料率3建物の構造区分中「平成21年12月31日」を「2009年12月31日」に改める。

第3地震保険契約の基準料率3建物の構造区分(1)下記(2)以外の地震保険契約の規定を次のとおり改める。

「(1)　下記(2)以外の地震保険契約

構造区分	基準
イ　構造	耐火建築物、耐火構造建築物、準耐火建築物、特定避難時間倒壊等防止建築物および省令準耐火建物
ロ　構造	イ構造以外の建物

」